

第 55 期令和 6 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 6 年 8 月 6 日(火)11:00～
高松サンポート合同庁舎北館 7 階
702 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

第 55 期令和 6 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会
資 料 目 次

- ・香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)
- ・香川県最低賃金の改正決定について(答申)(写)

令和6年8月6日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会
香川県最低賃金専門部会
部会長 柴田潤子

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額878円）は、令和4年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会として、消費者物価や労務費コスト等が上昇する中、労務費を含む価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組みについてもその強化を強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏
春日川 路子
柴田 潤子

立石 猛
中村 亨
三屋 智広

奥田 拓己
白石 幸一
檜垣 邦彦

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 878円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,560円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$878円（香川県最低賃金） \times 173.8（1箇月平均法定労働時間数） \\ \times 0.807（可処分所得の総所得に対する比率） = 123,145円$$



令和6年8月6日

香川労働局長
栗尾 保和 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け香労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額878円）は、令和4年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、消費者物価や労務費コスト等が上昇する中、労務費を含む価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組みについてもその強化を強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 878円
- (3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,560円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$878\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 123,145\text{円}$$

